

保健だより 5月号

令和5年5月15日発行
松戸市立松戸高等学校 保健室

新しい年度が始まり1か月以上がたちましたが、みなさん新しい環境やクラスには慣れてきましたか？GWも終わった今の時期は、ちょうど4月から張り切って頑張っていた体や心に疲れが出てくる頃です。生活リズムを整え、定期試験に向けて自分の体調を管理していきましょう。また、5月8日より新型コロナウイルスの感染法上の分類が季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げられ、出席停止等の扱いも変更となりました。どのような点が変わったのが、見ていきましょう！



コロナ関係の出席停止…5/8からどう変わる？

・新型コロナウイルス感染症関連で出席停止になるのは「本人が陽性になった」場合のみで、出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。

- ・同居家族の陽性等、濃厚接触者になった場合
- ・本人や家族がPCR検査や抗原検査を受ける場合
- ・本人や家族に発熱や風邪症状がある場合
- ・ワクチン接種を受ける場合・ワクチン接種後の副反応が出た場合



今まで出席停止扱いでしたが、5/8以降出席停止になりません

感染症にかかってしまったらどうすればいいの？

- ① まずは「**クラス・氏名・感染症名・発症日・部活動**」を学校まで連絡してください
- ② 決められた出席停止期間、出席停止となります。回復するまでゆっくり休んでください



⇒松戸高校で流行しやすい感染症とその出席停止期間

感染症名	出席停止期間の基準
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、 <u>症状が軽快した後1日を経過するまで</u>
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、 <u>解熱した後2日を経過するまで</u>
感染性胃腸炎	下痢、嘔吐症状の回復後、全身状態が良くなるまで

- ③ 感染症から回復し登校する際には出席停止の手続きのため、**保護者が記載した『治癒報告書』を持参し、担任の先生まで提出**してください

⇒**治癒報告書は市松 HP の「在校生のみなさんへ」の「感染症による出席停止と手続きについて」よりダウンロード**できます。松戸高校の様式の治癒報告書を使えば医療機関の診断書・証明書等は不要です。

★朝から体調が悪く、感染症が疑われ病院を受診して検査をした場合、遅刻分が公欠扱いになる制度があります。詳細は保健室、もしくは担任の先生までお問い合わせください。

→検査結果陰性で遅刻して登校した場合は**検査を受けた証明書の提出で遅刻分を公欠扱い**、検査結果陰性でそのまま欠席した場合は**欠席扱い**となります。



無理せず検査を受けよう

